

第147回文化審議会文化財分科会議事要旨

開催日 平成26年4月18日（金）14：00～15：05

場 所 文化庁特別会議室（旧文部省庁舎5階）

出席者 委 員 石上委員、神崎委員、薦田委員、鈴木委員、高橋委員
文化庁 長官、次長、文化財部長、文化財鑑査官
記念物課長、参事官、その他関係官

1. 長官挨拶

2. 委員・文化庁職員紹介

3. 分科会長選任・会長代理指名

文化審議会令第5条第3項の規定に基づき、鈴木委員が分科会長に互選され、文化審議会令第5条第5項の規定に基づき、石上委員が分科会長代理に指名され、了承された。

4. 文化審議会文化財分科会運営規則等について

伝統文化課課長補佐から、文化審議会文化財分科会運営規則、文化審議会文化財分科会の会議の公開について、文化審議会文化財分科会の審議手続基準、史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に関する文化審議会文化財分科会の審議手続基準について説明があり、了承された。

5. 専門調査会等に属すべき専門委員の指名について

会長から、調査会等に属すべき専門委員の指名がなされた。

6. 諮問・答申

①国宝・重要文化財（建造物）の指定について（諮問）

参事官から、国宝・重要文化財（建造物）の指定について説明があり、審議の結果、第二専門調査会において調査することとした。

②重要伝統的建造物群保存地区の選定について（諮問）

参事官から、重要伝統的建造物群保存地区の選定について説明があり、審議の結果、第二専門調査会において調査することとした。

③史跡等の現状変更の許可について（諮問・答申）

記念物課長から、史跡等の現状変更の許可について説明があり、審議の結果、別紙のとおり答申がなされた。

④史跡等の現状変更の許可について（報告）

会長から、3月18日に決定した史跡等の現状変更の許可について別紙のとおり報告があり、記念物課長から内容について説明があった。

6－③史跡等の現状変更の許可について（諮問・答申）

史跡に係わるもの	63件
名勝に係わるもの	48件
天然記念物に係わるもの	24件

6－④史跡等の現状変更の許可について（報告）

史跡に係わるもの	1件
----------	----